

地域再生推進法人制度について

【地域再生法第19条～第23条】

地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織としてNPO法人等を地域再生推進法人として指定することができます。

■ 地域再生推進法人の指定フロー



■ 地域再生推進法人の指定の主なメリット

- 地域再生戦略交付金の交付を受けることができます。
- 地域再生計画に記載された事業を行う場合において、当該事業に活用する土地の取得を行うときは、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による届出義務が免除されます。

■ 地域再生推進法人の指定の手続き

①地域再生推進法人指定の申請

地域再生推進法人になろうとするNPO法人等が、地方公共団体の長（以下「首長」という。）に指定の申請を行います。

②首長による審査

申請してきた法人が地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができるかどうか審査します。

③首長による指定

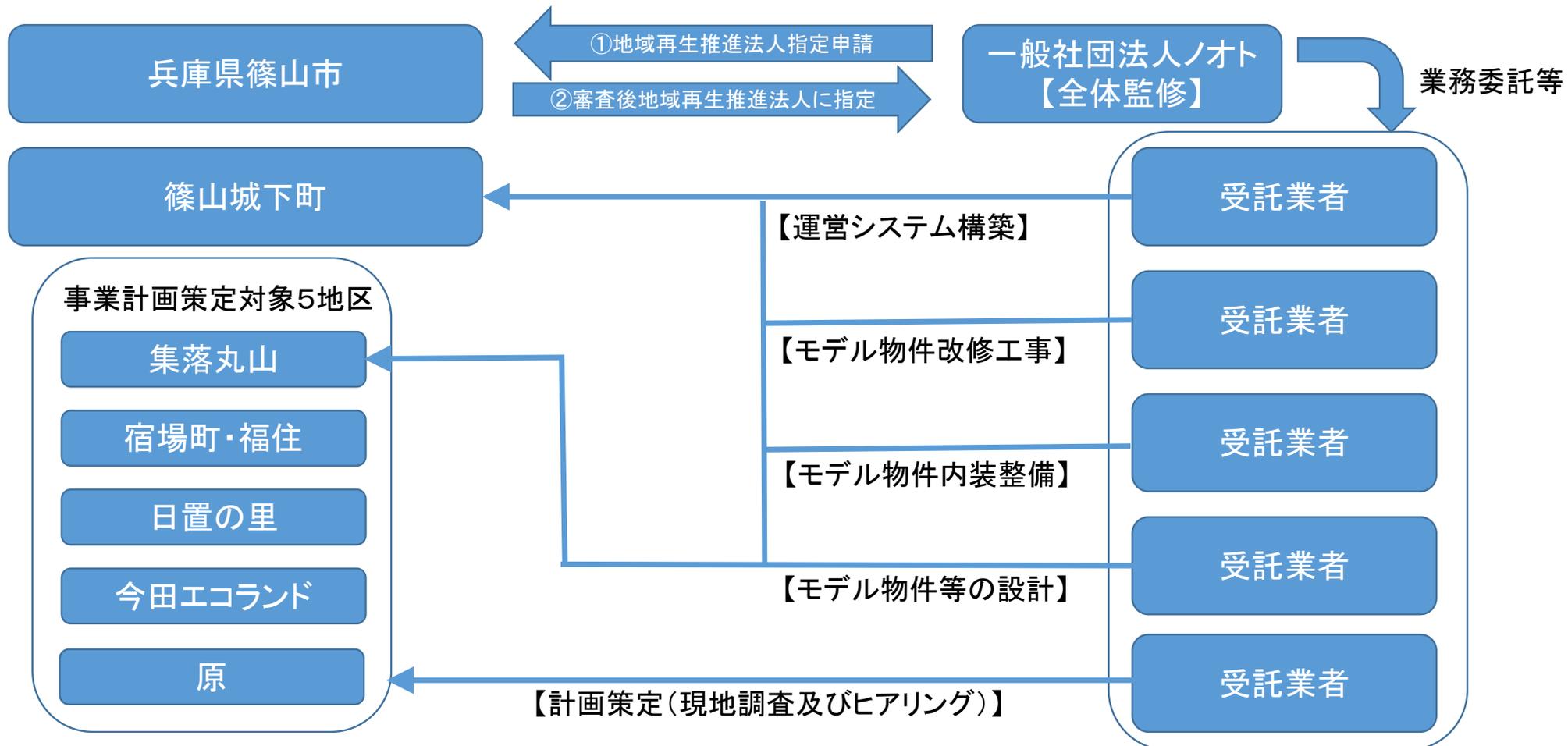
審査の結果、地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、地域再生推進法人として首長が指定します。指定にあたって首長は地域再生推進法人の名称、住所、事務所の所在地を公示しなければなりません。

④首長による監督等

- ・首長は、必要に応じて地域再生推進法人に対して業務の報告をさせることができます。
- ・地域再生推進法人が必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合には、首長が業務改善命令を出すことができます。

地域再生推進法人の具体的取組について

兵庫県篠山市(ささやまし)の地域再生計画「篠山市創造都市推進計画」に位置付けられた事業の実施主体として一般社団法人ノオトを地域再生推進法人に指定し、特定地域再生推進事業を実施。



公共的団体・交付申請時の任意様式について

■公共的団体とは

地方財政法第5条第5号※に規定する公共的団体をいい、地域再生戦略事業の交付申請者となることができます。

※学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合

■具体的には

一般に公共的な活動を営む団体をいい、具体的には、①特殊法人、②公共法人、③公益法人、④協同組合などが含まれます。

出典：石原信雄・二橋正弘、新版地方財政法逐条解説、(株)ぎょうせい

■任意様式イメージ

【任意様式】

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 様

地方公共団体首長 ●● ●● 印

地域再生戦略交付金事業への申請に係る確認について

平成●年●月●日付け認定の地域再生計画「地域再生計画の名称」に基づく、(交付申請者となる公共的団体の名称)による地域再生戦略交付金事業の申請にあたり、下記の通り確認しましたので報告します。

記

- 1 (交付申請者となる公共的団体の名称)は、(設立の目的等公共的団体と認める理由を記載)を目的とする団体として公共的活動を営んでおり、公共的団体と認められる。
- 2 (交付申請者となる公共的団体の名称)が地域再生戦略交付金事業に申請する内容について、了承している。

● 地域再生法（抜粋）

（地域再生計画の認定）

第五条

地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
 - 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
 - 三 計画期間
- 3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。
- 一 地域再生計画の目標
 - 二 その他内閣府令で定める事項
- 4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
- 一 地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う次に掲げる事業に関する事項
 - イ 地域における交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の二以上を総合的に整備する事業
 - ロ 地域の人々の生活環境を改善するために行われる下水道、集落排水施設又は浄化槽の二以上を総合的に整備する事業
 - ハ 地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる港湾施設及び漁港施設を総合的に整備する事業
 - 二 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第十四条第一項において「地域再生支援貸付事業」という。）であって銀行その他の内閣府令で定める金融機関（以下単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項
 - 三 地域における特定政策課題の解決に資する事業（第一号イからハまでに規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第八号に規定する事業を除く。）であって次に掲げるもの（次項及び第九項において「特定地域再生事業」という。）に関する事項
 - イ 地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であって金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの
 - ロ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであって地方公共団体、第十九条第一項の規定により指定された地域再生推進法人（第十二条において単に「地域再生推進法人」という。）、株式会社その他の内閣府令で定める者により行われるもの
 - ハ 老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業
 - 四 地域における農林水産業の振興に資するものとして政令で定める施設（以下「地域農林水産業振興施設」という。）を整備する事業に関する事項
 - 五 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第二項に規定する特定事業（同法第

四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（第十項及び第十七条の五において単に「構造改革特別区域計画」という。）が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

六 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置（同条第一項に規定する基本計画（第十七条の六において「中心市街地活性化基本計画」という。）が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

七 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業（同条第一項に規定する基本計画（第十七条の七において「産業集積形成等基本計画」という。）が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項

八 地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

5 地方公共団体は、特定地域再生事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、当該特定地域再生事業を実施する者の意見を聴かなければならない。

6～18（略）

第四章 地域再生協議会

第十二条

地方公共団体は、第五条第一項の規定により作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 前項の地方公共団体
- 二 地域再生推進法人
- 三 第五条第二項第二号に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- 二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

4 地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、協議会が組織されていない場合にあっては、地方公共団体に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

- 一 地域再生推進法人
- 二 第五条第二項第二号に規定する事業を実施し、又は実施しようとする者
- 三 前二号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- 6 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。
- 7 地方公共団体は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 8 第五項各号に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 9 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。
- 10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 11 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第六章 地域再生推進法人

(地域再生推進法人の指定)

第十九条

地方公共団体の長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するものであつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

- 2 地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を地方公共団体の長に届け出なければならない。
- 4 地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進法人の業務)

第二十条

推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 地域再生を図るために行う事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 第五条第二項第二号に規定する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。
- 三 第五条第二項第二号に規定する事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

- 四 地域再生の推進に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、地域再生の推進のために必要な業務を行うこと。

(推進法人の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第二十一条

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項の規定は、推進法人に対し、前条第三号に掲げる業務の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

(監督等)

第二十二条

地方公共団体の長は、第二十条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 地方公共団体の長は、推進法人が第二十条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 地方公共団体の長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第十九条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十三条

国及び関係地方公共団体は、推進法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

● 地域再生法施行令（抜粋）

（地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件）

第八条

法第十九条第一項の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める地方公共団体（同項の規定による指定を行う地方公共団体の長の統括する地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつてはその社員のうちに地方公共団体があることとする。

（地域再生推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地）

第九条

法第二十条第三号の政令で定める土地は、法第五条第二項第二号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

● 地域再生法施行規則（抜粋）

（地域再生計画の記載事項）

第二条

法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四（略）

五 法第五条第四項第三号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法第五条第四項第三号イの事項を記載する場合 第五条各号に掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ロ 法第五条第四項第三号ロの事項のうち地方公共団体、同号ロに規定する地域再生推進法人又は第六条第二項に規定する公共的団体により行われる事業に関するものを記載する場合 第六条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ハ 法第五条第四項第三号ロの事項のうち株式会社により行われる事業に関するものを記載する場合 第六条第一項第二号イ又はロに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ニ 法第五条第四項第三号ハの事項を記載する場合 除却の対象となる公共施設又は公用施設の名称及び所在地

六～十一（略）

2 法第五条第四項第三号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第三号イからハマまでに掲げる事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度を記載するものとする。

（法第五条第四項第三号ロの内閣府令で定める事業等）

第六条

法第五条第四項第三号ロの内閣府令で定める事業は、地域における特定政策課題の解決に資する事業であつて、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事業であつて地方公共団体、地域再生推進法人又は次項に規定する公共的団体により行われるもの

イ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設の整備に関する事業

ロ 福祉サービスの提供に関する事業

ハ イ及びロに掲げるもののほか、地域における特定政策課題の解決に資する事業

二 次に掲げる事業であつて株式会社により行われるもの

イ 地域住民の移動のための交通手段の確保又は地域住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売若しくは役務の提供等の社会福祉の増進に関する事業

ロ 再生可能エネルギー源の利用又はリサイクルの推進等を通じた環境の保全に関する事業

2 法第五条第四項第三号ロの内閣府令で定める者は、公共的団体（地方財政法（昭和三十二年法律第九号）第五条第五号に掲げる公共的団体をいう。）とする。